

発 信 者	生活安全部長	発信年月日	4 . 4 . 1 9
宛 先	警察署長	担 当 課	生活安全企画課

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に対する適切な対応について

1 趣旨

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第68号）により、15年間の時限法であった法の期限が10年間延長され、平成14年8月7日から起算して25年を経過した日に、その効力を失うこととされている。

また、法8条第1項に基づき、平成25年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成25年厚生労働省・国土交通省告示第1号。）が策定されていたところ、法の延長により、新たに「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）が策定されている。

都道府県及び市町村は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないこととされており（法9条）、その策定に際しては各都道府県警察とも十分に連携することとされている（基本方針第4の3）ことから、法の運用上の留意事項及び基本方針について周知し、引き続き適切な対応を図るもの。

なお、本通達の発出に伴い、生活安全部長通達「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に対する適切な対応について」（令和2年2月17日付け生企111ほか）は廃止する。

2 ホームレスに対する警察活動の基本的な考え方

ホームレスの自立の支援、ホームレスになることの防止及びホームレスに関する問題の解決（以下「ホームレスの自立の支援等」という。）は、雇用、住宅福祉対策等の関係機関が連携して、総合的に対応すべきものであり、警察は、法第9条に基づいて県及び市町村で策定された実施計画（後述3(1)ーア、イ参照）の内容も踏まえた上で、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、国又は地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、地域安全活動、指導・取締り、保護活動、警察安全相談等の諸活動を通じて、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するものとする。

3 法運用上の留意事項

(1) 実施計画の策定の際の連携

ア 県における実施計画の策定（法第9条第1項関係）

県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。

警察は、当該県の知事部局等と連携し、計画の策定に参画するものとする。

イ 市町村における実施計画の策定（法第9条第2項関係）

実施計画を策定した県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針及び県が策定した実施計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。

警察は、関係する市町村と連携を図るものとする。

ウ 民間団体の意見聴取（法第9条第3項関係）

県又は市町村は、実施計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めることが規定されている。

警察は、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見の把握に努めるとともに、必要があると認められるときには、県又は市町村が策定する実施計画に地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう、県又は市町村に働き掛けることが必要である。

(2) 公共の用に供する施設の管理者との連携（法第11条関係）

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとることが規定されている。

警察は、都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者が必要な措置をとるときには、当該管理者等と緊密な連携の下、ホームレスの居住の場所の確保状況等を勘案しながら、当該管理者等が行う退去指導活動等に伴って発生する不法事案の防止等の安全対策を行うものとする。

(3) 民間団体との連携（法第12条関係）

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図ることとされている。

警察は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との連携の確保に努めるものとする。

4 基本方針の周知

(内容省略)

5 地域における安全の確保等に関する事項の実施計画への盛り込み

(内容省略)

6 ホームレスの自立の支援等に関わる機関・団体等との連携

(内容省略)

7 報告

(内容省略)

8 その他

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抄）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（抜粋）を添付する。

(添付資料省略)